

審査基準

令和5年9月1日作成

法令名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根拠条項：第39条
処分の概要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法令の定め： 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：警察本部交通規制課、警察署交通総務課（交通課（係））
問合せ先：警察本部交通規制課、警察署交通総務課（交通課（係））
備考：